二　各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあっては、二時間以上）であること。

三　この規則の規定を遵守し、その他各々の運転免許取得者等教育の課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

（認定の申請）

第五条　法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［略］

二　運転免許取得者等教育に使用する施設の名称

三　運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地

四　運転免許取得者等教育の課程の区分

五　運転免許取得者等教育の課程の名称

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　運転免許取得者等教育指導員の名簿

三　次のイ又はロに掲げる課程の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類

イ　第一条第三号に掲げる課程以外の課程　教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあっては教習指導員資格者証及び運転免許証の写し、その他の運転免許取得者等教育指導員にあっては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ(1)に該当しない者であることを証する書面、同号ロ(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し

(1)　第二条第一号イ(1)又は(2)に該当する者であることを証する書面

(2)　運転免許取得者等教育に従事した経験を証する書面及び第二条第一号イ(3)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書面

(3)　第二条第一号イ(4)の規定による認定をするために必要な資料となるべき書面

ロ　第一条第三号に掲げる課程　第二条第二号イに該当する者であること並びに同条第一号ロ(1)に該当しない者であることを証する書面並びに同号ロ(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面

四　運転免許取得者等教育の課程における指導に用いるコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

五　運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる建物その他の設備の状況を明らかにした図面

六　運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車等、教本、視聴覚教材その他の教材の一覧表

七　運転免許取得者等教育の課程に係る教育事項、教育方法、教育時間、年間の実施回数等を定めた教育計画書

二　各々の運転免許取得者教育の課程に係る教育時間が二時間以上（前号の表の五の項の上欄に掲げる課程にあっては、三時間以上）であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（原動機付自転車に係るものを除く。）にあっては、二時間以上）であること。

三　この規則の規定を遵守し、その他運転免許取得者教育の課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

（認定の申請）

第五条　［同上］

一　［同上］

二　運転免許取得者教育に使用する施設の名称

三　運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

四　運転免許取得者教育の課程の区分

五　運転免許取得者教育の課程の名称

2　［同上］

一　［同上］

二　運転免許取得者教育指導員の名簿

三　教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者教育指導員にあっては教習指導員資格者証の写し、その他の運転免許取得者教育指導員にあっては次に掲げるいずれかの書面及び第二条第二号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

イ　第二条第一号イ又はロに該当する者であることを証する書面

ロ　運転免許取得者教育に従事した経験を証する書面及び第二条第一号ハの規定による認定をするために必要な資料となるべき書面

ハ　第二条第一号ニの規定による認定をするために必要な資料となるべき書面

四　運転免許取得者教育の課程における指導に用いるコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

五　運転免許取得者教育の課程における指導に用いる建物その他の設備の状況を明らかにした図面

六　運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車等、教本、視聴覚教材その他の教材の一覧表

七　運転免許取得者教育の課程に係る教育事項、教育方法、教育時間、年間の実施回数等を定めた教育計画書